

2014年6月16日

JBIC / NEXI 環境社会配慮ガイドラインの実施状況に関する追加質問及び追加提言

「環境・持続社会」研究センター (JACSES)

田辺 有輝

追加質問：

1. 質問3 関連：「該当案件なし」との回答だが、2013年3月にJBICが意思決定を行ったデリー・ムンバイ産業大動脈開発公社 (DMICDC) への出資案件がこれに該当しない理由を教えてください。
2. 質問14 及び 15 関連：質問14で「現時点でサブプロジェクトがカテゴリAとなった案件はない」とJBICは回答しているが、質問15では「調査対象A案件のうち1件はFI案件のサブプロジェクトである」と回答している。両回答の整合性はどのように解釈すればよいか。
3. 質問43 関連：住民移転計画書が公開されていない理由をそれぞれ教えてください (JBIC2件、NEXI1件)。

追加提言：

1. 質問6 関連：EIA 及び環境許認可証明書が提出されていない場合は、カテゴリ分類結果に有無及び理由を記載すべきである。別の方法を用いて環境レビューを行う場合は、該当文書を公開すべきである。
 - 理由：ガイドラインでは当該文書の公開は要件となっており、アカウンタビリティ確保の観点から、提出されていない場合の有無・理由説明や代替文書公開は必要。
2. 質問6 関連：EIA 及び環境許認可証明書を用いずに環境レビューを行った場合は、環境レビュー結果に有無・理由・代替方法を記載すべきである。
 - 理由：ガイドラインでは当該文書を用いた環境レビューが要件となっており、アカウンタビリティ確保の観点から、当該文書を用いていない場合の有無・理由・代替方法の説明は必要。
3. 質問34 関連：プロジェクト実施前の現況値が既に環境基準値を上回っている場合は、環境レビュー結果にその旨を記載すべきである。
 - 理由：ガイドラインでは累積的影響を考慮することが要件となっており、現況値が既に環境基準値を上回っている場合は特に重点的な対策が必要。